

2026年5月18日版

株式会社USEN Smart Works

第1条（サービスについて）

USEN GATE 02 Google Cloud Platform（以下「本サービス」といいます。）は、Google LLC（Googleの関連会社を含みますがこれに限られません。）およびGoogle Cloud Japan G.K.（総称して、以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条（約款の読替え）

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、別記に定める特定協定事業者の約款（総称して、以下「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙【読替え表】を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条（適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条（利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第6条（契約の単位）

当社は、請求先アカウントごとに1の利用契約を締結します。

第7条（利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第8条（申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第9条（利用申込者の義務）

利用申込者は、本サービスを利用するにあたり、特定協定事業者約款に同意するものとします。

2 利用申込者は、当社または特定協定事業者から Non-TOS Customer に該当する旨の通知を受ける場合があります。当社または特定協定事業者から特に通知がない場合は、TOS Customer とみなし、TOS Customer および Non-TOS Customer に適用される追加条件は、本約款の別記に定めるものとします。

3 利用申込者は、利用申込者、当社、特定協定事業者は、それぞれが独立した契約者であり、当社は特定協定事業者の代理人、パートナーまたは特定協定事業者の合併事業でもないことを確認し、合意するものとします。

第10条（料金の支払い義務）

本サービスの料金は、請求先アカウント管理費（以下「アカウント管理費」といいます。）、「GCP に係る料金（以下「GCP 利用料」といいます。）として発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社からメールにて利用申込者へ通知いたします。

2 GCP 利用料には、Marketplace での購入代金が含まれます。

3 本サービスの提供開始に先立ち、契約者は、Google アカウントを作成する必要があります。

4 GCP 利用料の日本円への換算に適用するレートは、別途当社が定めるものとします。

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

6 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

7 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第11条（パスワードの管理）

契約者は、アカウントまたはパスワードについて、自らの責任において厳重に管理するものとし、これを第三者に譲渡、貸与せず、また第三者に使用させないものとします。これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、すみやかに当社にその旨を届け出ることとします。

2 契約者は、本約款の規定に違反して当社、特定協定事業者または他人に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

第12条（最低利用期間と更新）

本サービスの最低利用期間は提供開始日から、提供開始日の翌月 1 日を起算日として 1 年間とし、最低利用期間経過後の契約は毎月自動更新となります。

2 当該最低利用期間内に、第 13 条（契約者が行う利用契約の解約）に基づき利用契約が解約された場合または第 14 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項または第 21 条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第 2 項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応するアカウント管理費に相当する額を違約金として支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

3 前項により利用契約の解約または解除が行われた場合であっても、当社は、既に受領した本サービスの料金の返金を行いません。

第13条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

第14条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をしたとき
- (5) 違法行為をしたとき
- (6) 利用契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前二項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、本利用契約の GCP 利用料の料金が連続して 12 ヶ月以上発生しなかった場合、本サービスの利用契約を解除することができます。

第15条（制限等）

本サービスは、特定協定事業者約款に基づき、本約款の規定に関係なく、その利用が制限されることがあります。

第16条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第17条（損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は特定協定事業者約款の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、特定協定事業者約款の規定に従うものとします。

第18条（免責）

当社は、本サービスの利用に起因または関連して申込者が被った一切の損害（申込者がサーバーに格納したデータが滅失、毀損もしくは漏洩し、または本来の利用目的以外の目的に使用されたことにより生じた損害を含む。）を賠償しないものとし、契約者は、当社に対しその損害の賠償を請求しないものとします。契約者は、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合には、契約者自らの責任および負担によりこれを解決するものとします。

2 本サービスの障害、誤作動、保守点検その他特定協定事業者のサービスに関して申込者に生じた損害については、特定協定事業者が定める SLA の条件・範囲・内容でのみ責任を負うものとし、その他一切の責任を負わないものとします。

3 特定協定事業者が定める SLA の救済措置を求める場合、申込者は、当社に対して、速やかに救済措置に関する連絡を行うものとします。

第19条（個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（総称して、以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、当社規程に定めるほか、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

3 当社は、本サービスの提供に必要な範囲において、利用申込者および契約者から提出されたデータ、GCP（Google Cloud Platform）利用に関するデータ、ならびに特定協定事業者が提供するサービスのうち利用申込者および契約者が利用しているサービスに関するデータを、特定協定事業者に提供することがあります。

第20条（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を株式会社 USEN ICT Solutions、またはその他当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第21条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第22条（準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第23条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Google Cloud Terms of Service」

<https://cloud.google.com/terms>

2. 料金表 (すべて税抜き表示)

第1表 アカウント管理費

料金種別	単位	料金額
アカウント管理費	1 アカウント/月額	2,000 円

※提供開始日の属する月は無料、解約月は満額となります。

第2表 GCP 利用料

料金種別	単位	料金額
GCP 利用料 (従量課金を含みます)	月額	特定事業者約款その他 Google が別途定める GCP の利用料に基づき当社が算出した金額とします。 Marketplace での購入代金を含みます。

3. 追加条項

3-1 TOS Customer に関する追加条項

1. 利用申込者が、特定協定事業者と直接 TOS を締結した場合、TOS Customer には、以下の条件が追加で適用されるものとします。
2. TOS Customer は、TOS Customer が当社に対して提供した個人情報について、特定協定事業者がデータ処理者 (Processor) であり、TOS Customer がデータ管理者 (Controller) であることを確認し、同意するものとします。
3. TOS Customer は、特定協定事業者が定めるサービスレベル契約 (SLA) が、特定協定事業者が SLA を満たさなかった場合の TOS Customer に対する唯一かつ排他的な救済手段を定めるものであることを確認し、同意するものとします。なお、TOS Customer が SLA の定めに従い救済を求める場合には、当社に対してその旨を連絡するものとします。
4. TOS Customer は、当社が技術的に TOS Customer の Google Cloud Platform アカウントを停止できること、および TOS Customer の裁量により TOS Customer の Google Cloud Platform アカウントにアクセスできる場合があることを確認するものとします。ただし、当社は本約款に従ってのみ当該アカウントにアクセスし、TOS Customer のサービスを停止するものとします。
5. TOS Customer は、当社が前項に従い、TOS Customer のサービスを停止したこと、または TOS Customer のアクセスを停止したことにより生じる責任から、特定協定事業者が免責されることに同意するものとします。
6. 当社は、本約款に従ってのみ、TOS Customer の請求先アカウントのメタデータにアクセスするものとします。
7. TOS Customer または特定協定事業者が特定協定事業者の TOS に基づいて申し立てを提起する場合、TOS Customer は、当社または TOS Customer が、特定協定事業者が提供するサービスについて本契約に基づいて TOS Customer が支払った、または支払うべき料金の額を特定協定事業者に開示することに対して、TOS Customer は異議を唱えないこと、および TOS Customer および当社は、かかる料金の開示が当社または TOS Customer の守秘義務に違反し

ていると主張する権利を放棄することに同意するものとします。

8. TOS Customer は、本サービス利用契約により、TOS Customer に対して Maps Services を使用またはアクセスする権利は付与されないこと、および特定協定事業者の定める Maps Additional Terms は、Maps Services の使用またはアクセスに適用され、Maps Services の使用またはアクセスは、TOS Customer による Maps Additional Terms に同意したものとみなされることを確認し、同意するものとします。

3-2 Non-TOS Customer に関する追加条項

1. 当社または特定協定事業者から利用申込者に対して Non-TOS Customer である旨の通知を行った場合、当該利用申込者（以下「Non-TOS Customer」といいます。）には、以下の条件が追加で適用されるものとします。

2. Non-TOS Customer は、特定協定事業者の規定する TOS および Service Specific Terms の内容を遵守することに同意するものとします。Non-TOS Customer は、TOS および Service Specific Terms において、特定協定事業者が執行可能な権利と同等の権利を当社が有すること、および当社が当該権利を特定協定事業者に対して付与することに同意するものとします。

3. Non-TOS Customer は、Non-TOS Customer が当社に対して提供した個人情報について、特定協定事業者がデータ処理者（Processor）であり、Non-TOS Customer がデータ管理者（Controller）であることを確認し、同意するものとします。

4. 当社は、適用法で認められている範囲で、以下について否認するものとします。

(1) 当社による本サービスの再販および Non-TOS Customer への提供から生じる損害（直接的、間接的、偶発的、結果的、またはその他）に対する特定協定事業者の責任

(2) 本サービスに関し、明示的または黙示的なものにかかわらず、商品性、満足のいく品質、合理的な手入れと技術、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害を含む、特定協定事業者による一切の保証

5. Non-TOS Customer は、本サービス利用契約により、Non-TOS Customer に対して Maps Services を使用またはアクセスする権利は付与されないこと、特定協定事業者の定める Maps Additional Terms は、Maps Services の使用またはアクセスに適用され、Maps Services の使用またはアクセスは、Non-TOS Customer による Maps Additional Terms に同意したものとみなされることを確認し、同意するものとします。

6. Non-TOS Customer は、以下の使用の制限に同意するものとします。

(1) 特定協定事業者の提供するサービスのソースコードをコピー、変更、二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、翻訳、逆アセンブル、またはその他の方法で抽出を試みること

(2) 特定協定事業者の提供するサービスに、以下の内容または目的で、アクセスまたは使用すること

a. リスクの高い活動のため

b. 手数料の発生を回避することを意図した方法

c. 米国国務省が維持する国際武器取引規則（ITAR）の対象となる資料または活動

d. 輸出法に違反する、または違反を引き起こす方法

e. 特定協定事業者の提供するサービスの利用が法的に禁止されている団体または個人を代表して、またはその利益のために利用すること

f. 特定協定事業者の書面による事前の承認なしに暗号通貨マイニングに従事する目的

g. 米国の HIPAA（Health Insurance Portability and Accountability Act）規制の対象となる健康情報を送信、保存、または処理する行為（ただし、実施された HIPAA に基づき締結された BAA（Business Associate Agreement）で許可されている場合を除く。）

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
販売パートナー	株式会社USEN Smart Works

※TOS Customer には、第3条（約款の読替え）に定める本表の読み替えは適用されません。

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Google Cloud	USEN GATE 02 Google Cloud Platform

(以下余白)